

「Ⅳ. 新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」中の
「4. 基本的視点（方向性）とそれを踏まえて取り組むべき事項」素案【案】

基本的方向性「1 あらゆる分野における女性の活躍」

- (1)「男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」
- (2)「政策・方針決定過程への女性の参画促進」
- (3)「女性の活躍支援」

(1) 男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

少子・高齢化が進み、労働力人口が減少する中、雇用の場において能力と意欲のある女性が活躍できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点から重要です。また、府民一人ひとりが豊かな生活を送ることができる大阪をめざし、男女ともに子育て・介護をしながら働き続けることができるよう、仕事と生活の調和を推進していくことが重要です。

【具体的な取組み例】

① 働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備

働きたい女性が子育て・介護等しながら働き続けることができ、その能力を十分発揮できるような環境整備を進めるためには、「男性中心型の働き方の見直し」や「経営者・職場の理解」を促進していくことが重要です。そのためには、とりわけ企業経営者の意識改革が重要であることから、さらなる意識啓発を進めていく必要があります。あわせて、企業等においては時間ではなく成果で評価する働き方への見直しなど長時間労働の抑制、在宅勤務やフレックスタイムの導入など柔軟な働き方が選択できる仕組みづくりが必要であり、府は子育てや介護をしながら働き続けるロールモデルやメンターを派遣するなど、コーディネート機能の発揮に努める必要があります。

啓発に際し、行政だけでなく、経済団体、企業、大学など産官学のオール大阪で取り組むことで啓発効果がより高まることから、今後は「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」を活用するなど、さらなる連携・協力を努めていく必要があります。

② 仕事と子育てとの両立

保育については、今年度から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。この制度では教育と保育とを一体的に行う「認定こども園」のより一層の普及、一時預かり、放課後児童クラブなど子育て家庭の支援の充実等が示されており、これらの施策を活用しながら、今後も待機児童の減少に向けてさらに取り組んでいく必要があると考えます。また、多様化するライフスタイルに対応できるよう、休日・時間外保育の環境整備の充実が求められると考えます。

③ 退職後の再就職・起業等の支援

出産、育児などの理由により、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、情報提供や相談体制の整備、自己啓発・能力開発のための講習、研修等を実施することが必要です。また、起業等希望者に対して、起業等に関する情報提供や相談体制を充実させるなどの支援に努めることも必要と考えます。

④ 働く男女の健康管理対策の推進

昨今の社会構造がもたらすストレス等の問題に関しては、職場での対人関係や過重労働などが影響していると考えられます。このため、男女を問わず、心身の健康対策を積極的に行うとともに、働き方の見直しなどの取組みを進めることが必要と考えます。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

大阪を元気なまちにしていくためには、多くの女性が活躍できるよう、政策立案、企業経営、地域活動に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みが求められています。そのためには、政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、社会や企業などの組織風土を変革していくことが重要であると考えます。

【具体的な取組み例】

① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、さらなる取組みが必要と考えます。そして、審議会等委員への女性登用を進めるためには、女性の人材情報を広く収集し、活用を図っていく必要があるため、企業や大学等の力も借りながら技術系や医療系分野などの女性人材の発掘に努めるとともに、ニーズに沿った人材を紹介することや経済団体等と連携して女性登用の成功事例を共有するなどのコーディネート機能を果たすことが必要と考えます。また、自治会、PTAなど地域における多様な方針決定過程に女性の参画が進むよう啓発を行うなどの取組みも必要です。

そして、府の女性管理職比率を高めていくためには、将来、自立的なキャリア形成を図れるよう、ロールモデルやメンター制度の活用によるアドバイスなど中・長期的な視点からの人材育成が必要です。

② 理工系分野等の女性人材の育成

理工系など女性委員等が少ない分野については、従前の取組みに加え、長期的な視点に立ち、例えば学校教育において企業へのインターンシップによる職業観の醸成や、子どもたちが将来を描くための良き手本となる「女性ロールモデル」の実践的な体験談を聞くことなど、キャリア教育のさらなる推進を図る必要があると考えます。

(3) 女性の活躍支援

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、職業生活を営む女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要と考えます。

女性の活躍を支援するためには、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（注：第189回国会に提出中。可決・成立した場合）に基づき、取組みを着実に進めていくことが重要と考えます。また、今年は今後30年を迎える節目の年であり、今後も引き続き、男女雇用均等を進めていくことが重要と考えます。

【具体的な取組み例】

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組みの実施

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（注：第189回国会に提出中。可決・成立した場合）では推進計画を策定するとともに、府自身が事業主として事業主行動計画を策定することが規定されています。また、事業主行動計画では、女性採用比率や女性管理職比率など女性の活躍に関する状況把握が規定されていることから、国の機関等とも連携し、地方公共団体として果たすべき役割を検討するなど適切な対応をしていくことが必要と考えます。

② 男女雇用機会均等の更なる推進

男女が均等な雇用機会を得、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法のより一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行っていくことが必要と考えます。なお、同一価値労働同一賃金は男女雇用機会均等を推進していく上で忘れてはならない視点と考えます。

基本的方向性「2 健やかに安心して暮らせる社会づくり」

- (1) 「生涯を通じた男女の健康支援」
- (2) 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」
- (3) 「様々な困難を抱える人々への支援」

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重しながら思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。男女とも心身及び健康について知識・情報を得て主体的に行動し健康を享受できるような取組みを進め、生涯にわたる健康支援を進める必要があります。特に、女性は妊娠・出産をする可能性もあることから、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意して施策の展開を図る必要があります。

【具体的な取組み例】

① 女性の健康対策の推進

女性の妊娠・出産を確保するため、総合的な周産期医療体制の充実を図るとともに、女性のからだや性の悩みに対応する相談等を行い、妊娠から育児期における母子の健康と安全を確保する必要があります。また、不妊等に悩む人に対し、治療等に関する情報を提供することや相談事業を実施すること、不妊治療に要する費用の一部を助成し、支援を行うことも必要です。

また、女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行うことも必要です。

② 思春期における性に関する適切な情報の提供と保健対策の推進

学校・行政・地域・家庭が連携し、若年層に対して女性の健康に関する事項について総合的な教育・普及啓発を行うことや相談体制を整備することが必要です。

また、思春期における性行動の低年齢化は性感染症など次世代への影響を及ぼしかねない問題であるとの理解を深めるため、性に関する正しい知識の普及に取り組むことが必要です。

③ 子どもの保健・医療の推進

妊婦・乳幼児の疾患等に対する救急医療など医療提供体制を整備することや、小児科医の医療機関情報などを提供することが必要です。また、住民に身近な市町村においては、妊婦・乳幼児に対する定期健診、保健指導、相談指導などに取り組むことも必要です。

④ 成人期・高齢期における健康づくりの推進

府民の死亡原因の1位であるがんの早期発見のため、引き続き、がん検診の受診の促進等を図る必要があります。特に、乳がんや子宮頸がんは女性の若い世代に多いがんであるため、がん検診受診を促進し、早期発見・早期治療を実現していくための取組みが必要です。また、自殺者数は減少傾向にありますが、ストレスを抱えている人は増えていることから、定期的なストレスチェックの実施を促進するなど、うつ病等の心の健康面について引き続き対策を進める必要があります。

⑤ 喫煙・飲酒・薬物などによる健康被害の防止

妊娠に関連した異常やがんなど、喫煙が健康に及ぼす影響についての知識の普及を行い、禁煙を望む人を増やしていくこと、受動喫煙の防止を推進すること、未成年者の喫煙防止や喫煙習慣化を防止する教育を推進することが必要です。

また、妊娠中の胎児への影響をはじめ飲酒が健康に及ぼす影響や適正な飲酒について知識の普及を行うことも必要です。

そして、乱用薬物の供給を遮断するとともに、薬物乱用を未然に防止する教育・啓発を行うことや薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境の形成を進めていくことも必要です。

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。特に近年、SNSなどのインターネットを経由した暴力、性犯罪、売買春等、女性に対する暴力は多様化する傾向にあり、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

【具体的な取組み例】

① 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発等の推進

配偶者からの暴力については、相談件数や一時保護件数の増加といった深刻な状況が続いており、今後とも市町村や関係機関と連携して女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

また、女性に対する暴力を根絶するには子どもの頃からの教育が重要であり、将来の被害者・加害者をつくらないため、DVの予防に関する啓発を重点的に推進していく必要があります。

併せて、加害者となりがちな男性への啓発や相談についても検討していく必要があります。

② 女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた取組みの推進

「配偶者暴力相談支援センター」など相談機関は一定整備されつつありますが、

公的な相談機関の認知度は依然として低いことから、こうした相談機関を広く周知し、活用してもらえよう情報発信の手法等を検討する必要があります。また、DV等の被害者の約半数が誰にも相談していない現状を踏まえ、被害者に寄り添い、相談しやすい相談機関について検討を進めるとともに、相談者の育成にも力を入れていくことが必要です。

性暴力被害やデートDVについては、若い世代からの予防に向けた啓発に取り組む必要があります。あわせて、「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」の周知を図るなど、被害者支援に向けて連携した取組みを一層推進していく必要があると考えます。

職場におけるパワーハラスメントや女性に対するセクシュアルハラスメントなどは重大な人権侵害であるとともに、女性の就業継続の阻害要因でもあるため、こうした女性への一層の支援が必要と考えます。また、マタニティハラスメントなど、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けることがないよう、事業主、労働者等へ啓発を行っていくことも必要と考えます。

また、児童虐待対応の中心的役割を担う子ども家庭センターと連携した虐待防止のための啓発事業や児童ポルノに関する取締りの強化なども必要です。

(3) 様々な困難を抱える人々への支援

社会経済情勢の変化の中で、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増加しています。生活上の困難が放置され深刻化すると、配偶者からの暴力（DV）や児童虐待につながることも懸念され、特に子どもにより深刻な影響をもたらすことから様々な取組みが必要です。

【具体的な取組み例】

① 困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化

様々な困難な状況に置かれた人々の課題を解決するため、府庁関係部局が連携し市町村や地域福祉団体、民間団体等と連携した取組みを進める必要があります。また、身近な相談窓口の情報など各種支援情報について、市町村や民間団体等と連携して情報を発信していく必要があります。

② ひとり親家庭や障がい児への支援

母子家庭等ひとり親家庭の自立支援を推進するとともに、市町村等が実施する事業が円滑に進むよう支援することが必要です。また、障がい・難病（慢性疾患）のある子どもが地域で社会の一員として自分らしく主体的に生きる力を高めることができるよう、福祉、保健、医療等の支援を行っていくことも必要です。

③ 子育て世帯への支援

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、教育費や医療費など子育てに関する

る費用の助成等を行うことが重要です。また、駅やショッピングセンターなど多くの人が利用する施設等について、エレベーターやトイレのベビーシートを設置するなど、妊婦や子育て世帯にやさしいまちづくりの取組みを進めていくことも必要です。

④ 高齢者・障がい者福祉の充実及び就業促進

介護保険サービス基盤の充実や相談・苦情対応窓口の整備、事業者・施設に対する指導など介護サービス提供体制のより一層の充実を図るとともに、介護予防に向けて取り組んでいくことや生活支援サービスの充実を図っていくことが必要です。また、高齢者の就業意欲や技能を活かし、生きがいをもって働くことができるよう、国や市町村など関係機関との連携を図りながら、就業機会の確保・拡大に努めることも必要です。

また、障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスや就労支援を行っていくことも必要です。

⑤ 高齢者・障がい者が暮らしやすいまちづくり

府営住宅におけるバリアフリー化の推進など、高齢者・障がい者が安心して暮らすことができる住宅・住環境を整備していくことが必要です。

⑥ 複合的に困難な状況に置かれている女性への対応・支援

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から配慮して取組みを進めることが必要です。特に、外国人の方々については言葉の関係等で弱者となる傾向があることから、引き続きDV被害者の相談支援を行なうとともに、防災のあり方の検討が必要です。

基本的方向性「3 全ての世代における男女共同参画意識の醸成」

- (1) 「子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発」
- (2) 「男女共同参画意識の醸成」
- (3) 「地域活動への参画促進」
- (4) 「多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進」

(1) 子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会を実現していく上では、人々の意識に形成された性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消していくことや、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していくことが重要であり、そのための理解を促すための教育や啓発活動は様々な取組みの中の根幹をなすものとして取り組む必要があります。

特に、次世代を担う子どもたちが男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう子どもの頃から男女がともに対等な存在であるという意識を形成していく取組みを進めることが必要です。

【具体的な取組み例】

① 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進

男女がともに対等な存在であるという意識形成を子どもの頃から行うことが重要であり、家庭と連携しつつ、引き続き男女平等を推進する教育や学習機会の充実を図る必要があります。また、「働くこと」への意識を高めていく上で、社会に出るまでの教育が果たす役割は大きく、男女に関わらず、成長の各段階において職業観や社会で果たすべき役割など幅広いキャリア教育の実施が求められます。

(2) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画社会の実現が、一人ひとりにとってもっと身近な問題と捉えられるよう、また、より多くの府民に理解と共感を広げるよう、取組みを進めることが必要です。

特に、男性にとって男女共同参画が自分自身にかかわる重要な問題との認識が深まるよう取り組んでいくことや、社会的に影響力の大きい層を対象とした啓発を重点的に実施することで男女共同参画社会の実現に向けた意識を醸成していくことが重要です。

【具体的な取組み例】

① 身近な問題として、理解と共感を広げる取組の推進

若い世代には子育てや就職難、中高年層には親の介護など府民一人ひとりが男

女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができるよう、男女共同参画週間、人権週間、男女雇用機会均等月間等の多様な機会を通じて啓発活動を行うことが必要です。

② オピニオンリーダー層への意識啓発

企業経営者など組織の指導的な立場にある層や社会的に影響力の大きい層に対し重点的に啓発を行い、男女共同参画社会に関する理解を促進することが必要です。

③ 多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保

女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に挑戦し、参画するための力をつけるための相談機会を確保するとともに、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する、生涯にわたった学習機会の提供も必要です。

④ 男性に対する男女共同参画意識の醸成

女性が子育てをしながら働き続けるためには、男性自身が家庭での子育てや家事を「共に担うもの」と考える意識の改革を図っていくことが必要であり、そのきっかけとして男性の育児休業取得促進を図っていくことは当人のみならず、周囲への意識改革に繋がることもあり、効果的な取組みと考えられます。

また、「イクメン」という言葉が浸透し男性の子育てへの認識が深まったように、今後は「イクジイ」など退職後においても育児に関わる男性の役割が期待されるとともに、介護についても男性の積極的な参画が促されるよう、企業の支援制度の整備・充実や行政によるさらなる啓発活動が必要です。

⑤ 女性の人権を尊重した表現の推進

メディアを通じたわいせつ情報に対して関係法令の適用による取締りを進めるほか、府の広報・出版物が男女共同参画の視点に立った表現となるよう、「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引」などを活用した取組みを進めることが必要と考えます。

⑥ 男女共同参画に関わる調査・研究、情報の収集・提供

各種統計・調査を行う際には性別データを把握し、あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む際の基礎資料とするとともに、府民意識調査その他の各種の調査を実施し、男女共同参画にかかる調査・研究を進めることが必要です。そして、統計や調査・研究の結果を広く府民に還元して行くことも必要です。

(3) 地域活動への参画促進

府民の参加による地域の様々な活動やネットワークは、府民の豊かな生活の基礎となるものです。一方、地域活動としての自治会活動への参加意識は高いものの、仕事との両立ができない等の理由により、参加できていない実態も明らかとなっています。

地域活動が男性だけ、又は女性だけに偏って行われるなど、性別や年齢等により役割が固定化されることのないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。

【具体的な取組み例】

① 地域における男女共同参画の促進

男性の自治会や防災活動への参画を促進するためには企業によるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、行政による一層の啓発が必要です。

こうした取組みは、働く男性の地域活動への参加を促し、自治会等の活性化にも寄与するものであり、自治会支援に取り組む市町村への支援にもつながるものと考えます。また、近年の震災での経験から、地域防災には女性の視点が不可欠であることが明らかであり、そのためには平常時から男女共同参画の視点からの防災体制を整備するための取組みを促進することが重要です。

（４）多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言等の女性の地位向上のための国際規範・基準などを踏まえ、幅広く府民に理解を深めるための情報提供等を積極的に行っていく必要があります。

【具体的な取組み例】

① 国際理解教育の促進、外国人情報コーナーの設置等

国際社会における男女平等に関する情報や、男女共同参画に関するグローバルな活動を行っている女性の情報を収集し、市町村や府民に情報提供していくことが重要です。また、府に滞在する外国人研究者や留学生に対し、府域の男女共同参画に関する情報提供に努めることも必要です。